

種別	目的	名称	制度の概要	問合せ先
給付金等	すべての皆さまに	特別定額給付金	4月27日時点で住民基本台帳に記載されているすべての方 1人当たり10万円	お住まいの各市町
	子育て世帯に	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当（本則給付）を受給する世帯 児童1人当たり1万円	お住まいの各市町
	ひとり親世帯に	ひとり親世帯臨時特別給付金	基本給付：児童扶養手当の受給世帯等 5万円（第2子以降3万円加算） 追加給付：家計が急変し、収入が減少した方 5万円（要申請）	・お住まいの各市町 ・「ひとり親世帯臨時特別交付金」コールセンター ☎0120-400-903
	住居を失うおそれがある	住居確保給付金 （生活困窮者自立支援制度）	休業等による収入減少で住居を失うおそれがある方 原則3か月（最長9か月）家賃相当額を支給（上限あり）	お住まいの各市町自立相談支援機関 [問合せ先] 住居確保給付金コールセンター ☎0120-23-5572
	勤め先の休業で賃金がもらえない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	勤め先の中小企業の休業期間中に休業手当が受け取れない労働者 休業前の賃金の8割を給付	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 コールセンター ☎0120-221-276
	大学等の授業料の支払いが難しい	高等教育修学支援新制度 「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』	失職等により生計維持者（父母等）の収入が急変し、急変後の所得の見込みが要件（住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯）を満たす方 授業料等の減免・給付型奨学金の支給 世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、大学等での修学の継続が困難になっている学生等 住民税非課税世帯の学生等：20万円 それ以外の世帯の学生等：10万円	・日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎0570-666-301 ・在学中の大学等の学生課や奨学金相談窓口 在学中の大学等の学生課
貸付	休業・失業等で生計を維持するのが難しい	緊急小口資金	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 最大20万円（貸付日から1年以内据置・据置期間経過後2年以内に返済・無利子）	・個人向け緊急小口資金・総合支援資金 相談コールセンター ☎0120-46-1999
		総合支援資金（生活支援費）	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 単身世帯：月15万円以内 複数世帯：月20万円以内 （貸付日から1年以内据置・据置期間経過後10年以内に返済・無利子・貸付期間：原則3月以内）	・各市町社会福祉協議会、中国労働金庫、 県内取扱郵便局、県社会福祉協議会
猶予	納税が今は厳しい	納税の猶予	一時に納税を行うことが困難であり、個別の事情に該当する方 納税（徴収）の猶予・申請による換価の猶予	・国税：各税務署 ・県税：各県税事務所 ・市町税：各市町
	国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料が払えない	国民健康保険料（税）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免・徴収猶予	事業の休廃止、失業等により収入が激減し、一時の納付を行うことが困難である方 減免・徴収（納付）の猶予	お住まいの各市町
	公共料金や電話料金が払えない	支払期限の延長等	各事業者により支払期限が延長されます。	・電気・ガス・電話：契約事業者 ・上下水道：お住まいの各市町